

福岡国際マラソン2026企業版ふるさと納税マッチング及びPR業務 委託仕様書

1 業務名称

福岡国際マラソン2026企業版ふるさと納税マッチング及びPR業務

2 業務目的

本県では、「第2期福岡県まち・ひと・しごと創生推進計画」基本方向2「誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる」において、スポーツを通じた地域経済の活性化を推進しており、新たな財源の確保策として「企業版ふるさと納税」による寄附金を活用した事業を実施している。

本業務では、福岡国際マラソン2026の実施にあたって、寄附を行う見込みのある企業（以下、「寄附見込企業」という。）に対し、本県の取組に関心を持って寄附の意向を固めてもらえるような働きかけを効果的に行う。これらを通じて、企業版ふるさと納税による財源を獲得し、スポーツを通じた地域経済の活性化を推進していくことを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 委託業務内容

本業務においては、「2 業務目的」の達成に向けて、次の業務を委託する。

企業版ふるさと納税マッチング及びPR業務

ア 対象事業のPRに係る支援

- ・受注者は、発注者が行う対象事業「福岡国際マラソン2026」のPRについて、必要な活動及び助言などの支援を行う。

イ 寄附見込企業のリスト化

- ・受注者は、対象事業の分野を考慮した調査分析を行った上で、働きかけを行う寄附見込企業をリストアップする。寄附見込企業のリストは、発注者と協議を行い、随時企業の加除を行うものとする。リストにない企業からの寄附は、本業務での成果としない。

ウ 寄附見込企業への提案及び紹介

- ・受注者は、寄附見込企業に対して、個別に、企業版ふるさと納税制度を活用した対象事業への寄附を提案し、寄附の意向を令和9年2月末までに確定させ、寄附金を令和9年3月末までに納付させる。
- ・受注者は、寄附見込企業からの寄附が実現するよう、発注者との面会や対話の場の設定も含めて、積極的にマッチング機会を提供する。
- ・受注者は、寄附見込企業への提案及び寄附意向確定後、発注者に当該企業名を報告する。

エ 寄附企業とのマッチング後のフォローアップ

- ・寄附企業と発注者のマッチング後、寄附の実施に向けた調整が円滑に進むよう、双方への相談対応等のフォローアップを行う。

5 寄附の種類

「4 企業版ふるさと納税マッチング及びPR業務」において推進する寄附は、原則現金によるものとする。

6 協議事項

- (1) 契約締結後速やかに、業務内容、作業スケジュール等の確認のための協議を行うこと。
- (2) 受注者は発注者と緊密な連絡に努め、必要に応じて協議を行うこと。

7 委託金額

- (1) 委託金額の算定は成果報酬型によるものとし、次の計算式で算出した委託料額を支払う。

成果報酬型：寄附金額×委託料率（委託料率は整数のみとする）

- (2) 委託料率は、参考見積書や提案書において明記し、提示すること。委託料率の上限は次のとおりとする。

本業務を通じて行われた寄附金額の20%以内（消費税及び地方消費税含む）

- (3) 寄附見込企業への働きかけに係る旅費、通信費、用紙代等の費用は全て委託料に含む。

8 委託料の支払い

受注者が働きかけを行った寄附見込企業が、本県に対して寄附を行った後、発注者は速やかに受注者にこの旨を伝えるものとする。請求及び支払いの時期は、契約締結時に発注者と受注者が協議の上、決定する。

9 業務に関する報告

業務の進捗に応じて定期的に発注者に対し報告を行うこととする。ただし、次の内容については、直ちに発注者へ報告するものとする。

- (1) 寄附見込企業が寄附又は連携の意向を示したとき
- (2) 寄附見込企業や他の受注者との間で調整が必要となったとき
- (3) その他、重要な内容と判断される事案が発生したとき

10 成果品

- (1) 業務実績報告書：電子媒体 1 部（PDFデータ）
- (2) その他関連資料：電子媒体 1 部（PDFデータ）
- (3) 納品先：福岡県人材育成・活躍推進部スポーツ局スポーツ企画課国際スポーツ大会推進室
E-Mail: kokusai-sports@pref.fukuoka.lg.jp

11 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、本仕様書及び別途作成する契約書に基づき施行すること。なお、本仕様書及び契約書に定めのない事項については、発注者と協議の上決定する。

- (2) 本業務の実施に当たり計画に変更が生じた場合、または本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度速やかに発注者と協議を行い、事前に発注者の了解を得た上で業務を遂行する。
- (3) 受注者は、寄附額が1億円を超えることが見込まれる場合には、発注者と別途協議を行うものとする。
- (4) 受注者は、本業務の一部又は全部の実施を第三者に委託し、又は請け負わせることをしてはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認める時は、県の承認を得た上でその一部を委託することができる。
- (5) 受注者は、寄附を行うことの代償として寄附見込企業に経済的利益を供与するなど、本契約の趣旨に反し又は不正の目的をもって、寄附見込企業の紹介行為を行なってはならない。なお、経済的利益の供与の詳細な内容については、「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」についての解説（令和4年6月27日 内閣府地方創生推進事務局）を参照すること。
- (6) 本業務は、業務の性質に照らし、複数の受注者と契約する場合がある。その場合、業務の履行に関する発注者からの指示や協議依頼に応じること。
- (7) その他業務目的を達成するために効果的な業務を行うこと。